

ひたちなか市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

ひたちなか市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目 標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組, 今後のフォローアップについて	8

# 1. 計画の趣旨, 現状

## (1) 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。)が公布され、令和8年4月1日(一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日)から施行されることとなった。

給特法等一部改正法第1条において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされた。

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにするため、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保を図るために策定するものである。

## (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「ひたちなか市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を定め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均 (1月あたり)	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	34時間13分	27.79%	0.14%
中学校	40時間45分	44.86%	2.22%
全校種	36時間35分	33.94%	0.89%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は、小学校で27.79%、中学校で44.86%となっている。

- 令和7年12月から令和8年1月に業務量調査アンケートを実施し、負担を感じる業務について聞いたところ、「学習評価や成績処理」、「調査・統計等への回答」、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」などについて「非常に負担が大きい」「やや負担が大きい」と回答した教育職員が多かった。  
引き続き、関係機関や地域などと連携を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を生み出し、「教師が教師でなければできない業務」に専念できるようにすることが必要である。
- これらのことを踏まえ、本計画を策定するものである。

## 2. 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

※〔 〕：令和6年度の数値

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

〔小学校：72.21% 中学校：55.14%〕

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

〔小学校：34時間13分 中学校：40時間45分〕

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。〔12.6日〕

イ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度とする。

【年度ごとの目標値】 ※上記2の(1)

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

年 度	小学校	中学校
令和8年度	79%	66%
令和9年度	86%	77%
令和10年度	93%	88%
令和11年度	100%	100%

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

年 度	小学校	中学校
令和8年度	33時間	38時間
令和9年度	32時間	36時間
令和10年度	31時間	33時間
令和11年度	30時間	30時間

## 《参考》学校と教師の業務の3分類（文部科学省）

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらの分類を踏まえて「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定。
- 学校は、学校運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

### ■学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

### ■教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

### ■教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応）
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 学校運営協議会等を通じて保護者・地域住民等の理解を得て、ボランティア等を募集

【令和8年度実施】

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り，児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては，学校における自主的な見回りは原則行わない。

【令和8年度実施】

- ・ 学校警察連絡協議会において，補導された児童生徒の引取りについては，保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有。

【令和8年度実施】

##### ③学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・ 既に公会計化している給食費を除く学校徴収金について，校内で現金を使用しない効率的な徴収方法に変更。

【令和8年度検討，9年度実施】

##### ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対し，「複数人による対応」「対応時間は原則1時間以内」「毅然とした対応」など，対応に関する留意事項を策定。

【令和8年度実施】

- ・ 引き続き学校を挙げての組織的な対応や，関係機関との連携，スクールロイヤーの活用などを推進。

【令和8年度実施】

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑤調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 学校へ依頼している調査・統計等について、内容を精選し回答時期を集約。  
【令和8年度実施】
- ・ 市から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を、校務支援システムの機能等を十分に活用することにより軽減。  
【令和8年度実施】

⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・ 学校運営協議会等において保護者・地域住民等の理解を得て、ボランティアによる見守りを推進。  
【令和8年度検討，9年度実施】

⑦校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 校内清掃の実施回数や範囲の合理化により負担軽減を促進。  
【令和8年度検討，9年度実施】
- ・ 学校運営協議会等において保護者・地域住民等の理解を得て、ボランティアによる清掃の見守りを推進。  
【令和8年度検討，9年度実施】

⑧部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和8年度より，原則，休日の全ての部活動の地域展開として，地域クラブ活動を重視する。  
【令和8年度実施】
- ・ 平日の部活動については，活動時間等の適正化を図り，休日の整備状況を鑑みながら，準備が整った団体から地域展開を実施。  
【令和8年度研究，9年度・10年度準備，11年度実施】

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑨給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・ 給食時における児童生徒の見守りについては，児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ，学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築しながら，教職員の休憩時間確保に努める。  
【令和8・9年度研究，10年度検討，11年度実施】

⑩授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減。県の推進する共同利用校務支援システムへの移行  
【令和8・9年度準備，10年度実施】
- ・ 自動採点技術等を活用することによって、採点作業に係る事務負担を軽減。  
【令和8年度研究，9年度検討，10年度実施】
- ・ 定期テストの回数や通知表の見直し。  
【令和8年度研究，9年度検討，10年度実施】

⑪学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 保護者，学校運営協議会の理解を得て，学校行事を精選。  
【令和8年度検討，9年度実施】
- ・ 学校行事に係る関係機関との日程調整，物品の準備等業務について，支援スタッフとの協働を促進。  
【令和8年度検討，9年度実施】

⑫支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 児童生徒の課題の状況に応じ，養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門人材と教師が協働し支援を促進する。不登校児童生徒への対応では，支援員の活動内容を見直し，継続的な支援が行えるよう体制の充実を図る。  
【令和8年度実施】

(2) 学校における措置の推進

学校において以下の措置を推進することで，教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については，年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に，標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には見直す。  
【令和8年度実施】
- ・ 打合せや平日の部活動を勤務時間内に終わらせるなど，一日課表を工夫。  
【令和8年度検討，9年度実施】
- ・ デジタル技術の活用により校務を効率化。  
【令和8年度研究・検討・実施】
- ・ 電話の通話予告アナウンス及び通話録音機能を全校設置。  
【令和8年度検討，9年度実施】

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員と校長が面談を行い、面談の状況を市教育委員会へ報告することとする。また、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える状況が改善しない場合は、市教育委員会が直接当該職員と面談し、校長に対して状況の確認及び指導を行い、学期内であっても事務分掌の変更を行う。

【令和8年度実施】

- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバル確保の考え方の普及を図る。

【令和8年度実施】

- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。

【令和8年度実施】

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、チーム担任制や教科担任制を未実施校について推進。

【令和8年度研究，9・10年度準備，11年度実施】

- ・ 長期休業等の期間中に8日間の一斉閉校期間の設定を行う（現行7日間）。

【令和8年度検討，9年度実施】

## 5. 関連する取組，今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため，市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し，毎年度，ひたちなか市のHPで公表するとともに，定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり，保護者，地域ボランティア，関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 目標の達成状況については，それぞれ次の通り把握を行う。
  - ・ 時間外在校等時間の状況 … 時間外在校等時間の集計
  - ・ 年次有給休暇平均取得数 … 年次休暇及び特別休暇の取得状況の調査

- 市教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該年度中であっても当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 市教育委員会は、「検討事項」について、必要に応じてヒアリングやワーキングチームの場を設け、そこでの議論等をもとに、首長部局と連携しながら、目標の実現へ向けて取り組む。